

サービス統計の整備に関する報告書（仮称）  
（イメージ案）

平成20年3月 日  
サービス統計整備研究会

## はじめに

サービス統計の整備に際しては、今日の行政を取り巻く厳しい状況を踏まえ、真に必要とされる情報を効率的・効果的に把握し、ユーザーニーズに適時・適切に対応していくことが求められているところ。

サービス統計整備研究会（以下「本研究会」という。）は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）等において、サービス統計の抜本的拡充等が指摘されたことを踏まえ、平成 20 年度に実施する新たなサービス産業に関する動態調査の課題等について具体的な検討を行うとともに、年次構造統計の整備を中心として、今後のサービス統計の在り方について検討を行うことを目的として、昨年 11 月に開催して以降、検討を進め、今回その結果を提言として取りまとめたところ。

総務省その他の関係行政機関においては、関係者が一丸となった真摯な検討を行い、本提言の実現に向けて、自主的かつ自律的に取り組まれることを期待。

## サービス統計を巡る諸情勢

### 1 現状

P

### 2 各種指摘

#### サービス統計の整備の方向性について

##### 1 基本的考え方

サービス産業に関しては、変化の激しい同産業の実態を適時・適切に捉え得る統計調査の整備が各界各層から求められているところ。

一方、統計調査に係る予算・体制等については、政府において行政全般に渡る減量・効率化が求められている状況下においてリソース上の制約が厳しく、真に必要な統計整備に当たっても、重要度、優先度を吟味した上で、効率的かつ効果的に整備を進めることが求められている。

以上を踏まえ、限られた人的・物的資源の最適配分を図る観点から、真にユーザーニーズが存在する指標・情報を提供し得る統計を吟味し、優先的に整備することに留意することが不可欠。

なお、その際には、SNA等のマクロ統計の観点のみではなく、各界各層の個別具体のニーズを踏まえ、マクロとミクロの両輪の働きが重要であることを十分に意識して進めることが必要。

##### 2 整備の方向性

###### (1) 未整備分野の調整について

限られたリソースの下、統計調査により把握する必要性について精査し、真に必要な分野に特化・限定して整備する必要。

整備に当たっては、可能な限り、行政記録や民間調査結果など、利用し得る統計情報の活用に考慮するほか、調査票情報の二次利用のスキームを活用することにより対応することを原則とし、対応不可能なものに限って整備する必要。

また、調査事項についても、新たに整備するに値する内容となっているか、厳密に精査する必要。

## (2) 既整備分野の見直しについて

### ア 調査の整理・統合について検討すること

既に整備されている統計調査に対する各種ニーズの必要性、緊急性、具体性等を個別に検証した上で、調査事項を含め、どのような点を改善すべきかについて検討するとともに、不要な統計調査のスクラップを進めるための体制を整備することが必要。

### イ 調査事項について、ニーズに対応しうる調査事項の設定

調査事項については、「生産・雇用等の状況を概括的に把握する」統計から、生産性等真にユーザーニーズに対応可能な、個別具体的な情報把握を可能とする統計調査に向けた調査事項の抜本的見直しが必要。

具体的には、旧来型の従業者数と売上高を把握するのみならず、適切な質をとらえ、産業としての生産性を測定しうる統計にすることが必要。

## (3) 動態統計調査の整備について

現在、動態統計については、網羅性の高いサービス産業に関する調査等をベースとしつつ、各府省の政策ニーズに対応して整備されているが、結果的に既存の統計調査との調整が必要な状況が認められる。具体的には総務省のサービス産業動向調査と経済産業省の特定サービス産業動態統計調査は、調査事項、調査客体の重複等の問題が生じており、調整が必要。

当研究会としては、両調査のあり方について以下のとおり考える。

### 今後の両調査の在り方について（目指すべき方向性）

平成21年経済センサス（仮称）の実施によって、充実した企業情報が収録された母集団名簿が使用可能になることが考えられる。この時期（平成23年度）を目処に、例えば、特定サービス産業動態統計調査の把握方法がアクティビティベースより主産業ベースの方が適当であるとすれば、次のような統計調査とすることについて検討する。

特定サービス産業動態統計調査の把握方法を主産業ベースに改めることにより、調査対象業種によって、総務省と経済産業省とで役割分担を行い、現行の2種類の統計調査を一本化する。

### 平成23年度までの段階別検討事項

上記を目指しつつ、当面は、「サービス産業動向調査の悉皆層における従業者数及び売上高を事業所単位に総務省統計局が把握し、当該データを経済産業省に提供することとし、経済産業省は、統計局からのデータの提供を受け、これらを合算して企業からの回答があったものと見なす」との調整案の

実現に向けて調整を進める。

具体的には、平成 20 年 6 月までの間で、特定サービス産業動態統計調査の裾切り基準とサービス産業動向調査の悉皆層基準をそろえること、両調査の役割分担を明確にし、報告者の混乱を回避することのための技術的解決方策について検討を進める。

平成 20 年 7 月から平成 21 年 7 月までの間で当該調整案の実現の可否及び実査上の諸問題を検証した上で、遅くとも平成 21 年 8 月頃両調査のあり方について結論を得る。

#### ( 4 ) 年次構造統計調査の整備について

P

#### ( 5 ) 整備の進め方

「サービス統計整備計画」(仮称)を策定し、段階的、計画的整備を進めることが必要。

### 3 今後の課題

本報告に掲げる動態統計調査の整備に資するため、特定サービス産業動態統計調査の在り方及び具体的な調査方法等について、経済産業省において検討を行い、必要な調査計画の改善を行う。

本報告及び基本計画の策定に沿った統計調査の企画・立案が行われているかについて、統計審査官室は適切な審査・チェック体制を整備し、今後のサービス統計の整理・合理化に資する必要。

整備・見直し後のサービス統計については、調査実施後に対する評価のスキームを創設するとともに、把握するニーズが乏しくなってきた分野を柔軟に整備・合理化する(原則廃止とする) sunset 条項が必要。

一方、短期間で成長・拡大する産業を機動的に捉え、統計化する仕組みが必要。